

保育室・保育ママご利用の方向け補助金のご案内 (R7年度版)

★令和7年9月以降のご利用分から、補助金額が一部変更になります。詳細は裏面をご確認ください。



スケジュール

注意

最終申請締切：令和8年4月14日

注意

✓年度内に一度の申請です 年度内に一度ご申請された方は、年度末もしくは退園月まで、各回ごとに区側で審査・支給いたします。	支給対象の利用年月	申請締切日	口座振込み時期
	第1回(4月～6月分)	令和7年 7月14日	令和7年 8月下旬
	第2回(~9月分まで)	令和7年10月15日	令和7年 11月下旬
	第3回(~12月分まで)	令和8年 1月14日	令和8年 2月下旬
	第4回(~3月分まで)	令和8年 4月14日	令和8年 5月下旬

※令和8年4月14日までに申請がない場合、補助金はお支払いできません。

申請方法



- ✓電子申請でご申請ください。(所要時間:10分程度)
- ✓こちらの二次元コードから申請画面へ
- ✓お手元に園から配られたご案内をご用意ください。
- ✓パソコンからの申請の場合のURLはこちら
<https://logoform.jp/form/JqMJ/605541>

申請方法Q&A

区ホームページの検索メニューから、ページ ID を入力してご検索ください



No.	質問	回答
1	申請に必要な書類はありますか？	<p>第1子をお預けで、令和6年1月1日時点で世田谷区に住民票がない場合、課税(非課税)証明書や海外での給与明細等の画像データをご提出ください。</p>  <p>区ページ ID :15328</p>
2	郵送で申請することはできますか？	<p>区ホームページから申請書をダウンロードしてください。(※可能な限り電子申請にご協力ください)</p>  <p>区ページ ID :1493</p>

月額補助上限金額

※9月以降、補助金額が変わります！区側の審査処理で金額の切り替えを行いますので、改めてのご申請は不要です！（ご申請方法に変更もございません）

	利用施設	子順	令和7年4月～8月 までのご利用分 ※第1子の方はご世帯の課税額 に応じた補助額です。金額の詳 細は、下記の二次元コードから ご確認ください。	令和7年9月以降の ご利用分
			 区ページ ID :15328	
①	保育室	第1子	0～45,000円	45,000円
②		第2子以降	45,000円	
③	保育ママ	第1子	0～25,000円	25,000円
④		第2子以降	25,000円	

※月の初日に世田谷区民であること(世田谷区に住民登録があること)が補助を受ける要件です。

よくある質問

No.	質問	回答
1	園から配付された書類をなくしてしまい、お問い合わせ番号や施設コードがわかりません。	お電話で(03-6453-4990)までご連絡ください。書類をご自宅宛てにお送りします。
2	補助金額を電話や窓口で教えてもらえますか？	補助金額は区での審査後に郵送で通知を送ります。電話や窓口でのお答えはしておりません。
3	世帯年収から補助金額を教えてもらえますか？	収入から控除される金額(保険料控除など)が世帯によって異なるため、年収からの計算はできません。
4	補助金の申請手続きをするために、税額(海外での収入額)の証明書類を揃えるのが面倒です。補助金の申請手続きをする必要はありますか？	補助金の申請がないと、区では審査を行うことができないため、補助金の支払いはできません。必要書類の揃え方や各書類の取得方法、確定申告をしていない場合の流れなどは、区HP(ページ ID:15328)でご案内しております。(上記の二次元コードからもご覧いただけます)ご参考いただき、申請するかしないかのご判断にご活用ください。

問合せ先

世田谷区子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 03-6453-4990 (平日 8:30-17:00 ※庁外のセンターで受電)
【窓口】〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(第2庁舎2階22番窓口)保育認定・調整課 認可外保育施設担当